

() を受ける検査自動車(第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。))に掲げる検査自動車を除く。)及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。) 四千五百円

ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの(自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。)

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車
 (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千二百円
 (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千二百円

(2) 軽自動車 五千二百円
 (3) 二輪の小型自動車 三千円

ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの

(1) 乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。
 (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千六百円
 (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千六百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
 (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千六百円
 (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千六百円

() を受ける検査自動車(第九十条の十二第一項各号に掲げる検査自動車を除く。)及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一同上

イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。) 四千八百円

ロ 同上

(1) 同上

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円
 (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2) 軽自動車 五千四百円
 (3) 二輪の小型自動車 三千二百円

ハ 同上

(1) 同上
 (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円
 (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

(2) 同上
 (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円
 (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

- (3) 軽自動車 二千六百円
 - (4) 二輪の小型自動車 千五百円
- 二 届出軽自動車

- (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 七千八百円
- (2) 二輪の軽自動車 四千四百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

- (1) 乗用自動車(2)及び(3)に掲げる自動車を除く。

- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千三百円
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千三百円

- (2) 軽自動車 九千九百円
- (3) 二輪の小型自動車 五千七百円

ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）

- (1) 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。
- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 八千二百円
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに八千二百円

- (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 八千二百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに八千二百円

- (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 六千六百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに六千六百円

- (3) 軽自動車 二千七百円
 - (4) 二輪の小型自動車 千六百円
- 二 同上

- (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 八千四百円
- (2) 二輪の軽自動車 四千三百円

二 同上

- (1) 同上

- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万五千元
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万五千元

- (2) 軽自動車 一万千四百円
- (3) 二輪の小型自動車 六千六百円

ロ 同上

- (1) 同上
- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万円
- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万円

- (2) 同上
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円

- (3) 同上

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 七千六百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに七千六百円

- (4) 軽自動車 六千六百円
- (5) 二輪の小型自動車 三千八百円

ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの

- (1) 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 四千円

- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに四千円

- (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千円

- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千円

- (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 三千三百円

- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに三千三百円

- (4) 軽自動車 三千三百円

- (5) 二輪の小型自動車 千九百円

二 届出軽自動車

- (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 九千九百円

- (2) 二輪の軽自動車 四千九百円

2 省 略

第九十条の十一の二 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月(軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月)の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車(第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。))に掲げる検査自動車を除く。)に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動

- (4) 軽自動車 七千六百円
- (5) 二輪の小型自動車 四千四百円

ハ 同上

- (1) 同上

- (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 五千円

- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円

- (2) 同上

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千円

- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

- (3) 同上

- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 三千八百円

- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに三千八百円

- (4) 軽自動車 三千八百円

- (5) 二輪の小型自動車 二千二百円

二 同上

- (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 一万千三百円

- (2) 二輪の軽自動車 五千五百円

2 同 上

第九十条の十一の二 平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月(軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月)の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車(次条第一項各号に掲げる検査自動車を除く。)に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額とする。

一・二省 略

2 省 略

第九十条の十一の三 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2) 軽自動車 五千四百円

(3) 二輪の小型自動車 三千二百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。） 二千七百円

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

一・二 同上

2 同 上

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数

ごとに二千七百円

(3) 軽自動車

(4) 二輪の小型自動車

二千七百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端

数ごとに一万円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数

ごとに一万円

(3) 軽自動車

(4) 二輪の小型自動車

七千六百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 五千円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端

数ごとに五千円

(2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数

ごとに五千円

(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 三千八百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数

- (4) 軽自動車 ごとに三千八百円
- (5) 二輪の小型自動車 三千八百円
- 二 前項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七條第三項に定めるところによる。

(自動車重量税の免税等)

第九十條の十二 次に掲げる検査自動車(二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。)について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで間に初めて道路運送車両法第六十條第一項又は第七十一條第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの

二 天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で財務省令で定めるものをいう。(のうち、道路運送車両法第四十一條の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で財務省令で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの)

三 電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二

(自動車重量税の免税等)

第九十條の十二 次に掲げる検査自動車(二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。)について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日まで間に自動車検査証の交付等(自動車重量税法第五條第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。)を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

一 電気を動力源とする自動車で財務省令で定めるもの

二 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。(イ) 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で財務省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

三 電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二

条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財務省令で定めるもの

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号「次項第一号及び第三項第一号において「平成十七年揮発油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギ―の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギ―消費効率（以下この条において「エネルギ―消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギ―消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギ―消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギ―消費効率が平成二十七年基準エネルギ―消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財務省令で定めるもの

四 次に掲げる電力併用自動車（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギ―の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギ―消費効率（以下この条において「エネルギ―消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギ―消費効率（以下この条において「基準エネルギ―消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギ―消費効率が基準エネルギ―消費効率以上であること。

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号、次項第二号イ及びロ並びに第三項第二号イ及びロにおいて「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号、次項第二号ハ及びニ並びに第三項第二号ハ及びニにおいて「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる検査自動車（前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 次に掲げる揮発油自動車

イ 乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自

五 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この条において同じ。）で財務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合するもの

2 次に掲げる検査自動車（前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項、第九十条の十一第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、前二条の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条

動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で財務省令で定めるもの(次項第一号及び第二号において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

二 次に掲げる軽油自動車(前号に掲げる自動車に該当するものを除く。)

イ 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の軽油自動車であつて、前項第五号に掲げるもの以外の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 次に掲げる揮発油自動車

イ 乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

3 次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項、第九十条の十一第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、前二条の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの。

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので財務省令で定めるものに該当し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

三 車両総重量が三・五トンを超える軽油自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの（第一号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

4

第一項（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日までに自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受取る場合（当該自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の記載事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。）には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

5] 第一項各号（次項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車（第一項及び前項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十四年五月一日以後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。）を受取る場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

6] 第一項（第四号イに係る部分に限る。）、第二項（第一号イに係る部分に限る。）、及び第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない検査自動車であつて、エネルギーの使用の合理化に關する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第一項第四号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」という。」に百分の百五十」と、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エ

エネルギー消費効率に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、第三項第一号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

7| 国税通則法第百十九条第一項の規定は、第二項から前項までの規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

(乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例)

第九十条の十三 次に掲げる検査自動車について平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むる者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(次号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針(次号イにおいて「基本方針」という。)に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車(同法第二条第七号に規定する自動車に限る。次号イにおいて同じ。)に該当するものであること。

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次号ロにおいて「公共交通移動等円滑化基準」という。)で財務省令で定めるものに適合するものであること。

二 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営むる者がその事業の用に供する乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの

イ 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

ロ 公共交通移動等円滑化基準で財務省令で定めるものに適合するものであること。

4| 国税通則法第百十九条第一項の規定は、前二項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

ハ 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

(貨物自動車に係る自動車重量税率の特例)

第九十条の十四 次に掲げる検査自動車(第九十条の十二第一項から第三項までの規定の適用があるものを除く。)のうち、衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備したものとして財務省令で定めるものについて平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日(第一号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び第二号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十六年十月三十一日)までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 車両総重量が八トンを超える貨物自動車(財務省令で定める牽引自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)で財務省令で定めるものに適合するもの

二 車両総重量が十三トンを超える貨物自動車(財務省令で定める牽引自動車に限る。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で財務省令で定めるものに適合するもの

2) 国税通則法百十九条第一項の規定は、前項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十五 省略
2・3 省略

(利子税の割合の特例)

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十三 同上
2・3 同上

(利子税の割合の特例)

第九十三条 同上

は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一・二 省 略

三 相続税法第五十一条の二第一項第二号、第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項

2・3 省 略

4 第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項、第七十条の六の四第七項並びに第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 省 略

（事務の区分）

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一・二 同 上

三 相続税法第五十一条の二第一項第二号ロ及びハ、第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項

2・3 同 上

4 第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項並びに第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の四第十四項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 同 上

（事務の区分）

第九十八条 同 上

同 上	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p>
市町村	<p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p>

	<p>、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>
同上	<p>第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）、及び第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務</p>